

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和7年度第2回会議
開催日時	令和7年7月25日(金) 午後3時30分から午後4時30分まで
開催場所	田無庁舎5階 502会議室
出席者	<p>(審議会委員) 米田会長、山田委員※、市川委員、玉記委員、吉田委員※</p> <p>(事務局) 柴原企画部長、門倉企画政策課長、利根川企画政策課経営改革係長、望月企画政策課経営改革係主査、菊地企画政策課経営改革係主査、五十嵐企画政策課経営改革係主任、白石企画政策課経営改革係主事、 西川資源循環推進課長、船場資源循環推進課資源循環推進係長、 山岡資源循環推進課資源循環推進係主査、 多田資産税課長、田淵資産税課土地係長、海老澤資産税課家屋償却資産係長 ※リモートでの参加</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(令和7年度改定版)の策定について(報告) 2 事務手数料(土地に関する証明及び建物に関する証明)について(諮問) 3 事務手数料(土地に関する証明及び建物に関する証明)について(審議) 4 事業系一般廃棄物処理手数料((粗大ごみ及びし尿を除く。))及びし尿について(諮問) 5 事業系一般廃棄物処理手数料((粗大ごみ及びし尿を除く。))及びし尿について(審議) 6 その他
会議資料の名称	<p>資料1-1 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針(令和7年度改定版)</p> <p>資料1-2 答申からの修正点</p> <p>資料2-1 事務手数料(土地に関する証明及び建物に関する証明)について</p> <p>資料2-2 原価計算書(土地又は家屋に関する証明及び償却資産に関する証明)</p> <p>資料3-1 事業系一般廃棄物処理手数料((粗大ごみ及びし尿を除く。))及びし尿)の適正化について</p> <p>資料3-2 近隣自治体との比較</p> <p>資料3-3 原価計算書(事業系一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ及びし尿を除く。))</p> <p>資料3-4 原価計算書(し尿処理手数料(事業系))</p> <p>資料3-5 原価計算書(し尿処理手数料(家庭系))</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

開会

会長より開会の挨拶

○事務局：

会議の進行の説明

○会長：

傍聴要領に基づき、傍聴人の入室を認める。

議題1 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）の策定について（報告）

事務局より資料1-1、資料1-2について説明

○会長：

事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。
特になければ、次の議題に入る。

議題2 事務手数料（土地に関する証明及び建物に関する証明）について（諮問）

企画部長から米田会長へ諮問

議題3 事務手数料（土地に関する証明及び建物に関する証明）について（審議）

事務局より資料2-1～資料2-2について説明

○会長：

事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

○委員：

行政サービスの向上につながるので結構なことである。

○委員：

適正範囲というのは、下限が70%、上限が150%の範囲に収まっているという判定方式のことか。適正範囲に収まっているかどうかの確認は隔年で行われているのか。

○事務局：

判定方式についてはそのとおりである。また、適正範囲に収まっているかどうかの確認については、基本的には毎年行っている。ただ今回のケースのように、システムの入替えや法律改正などの理由によって変更を生じる場合には、年度の途中でも確認することになっている。

○委員：

証明発行の合理化が進んでおり、料金も他市と足並みが揃っているため、異論ない。

○委員：
事務処理の平均所要時間を5分と想定されているが、これは無理のない時間設定なのか。

○事務局：
無理のない設定である。受付が2分、物件の確認やシステム操作が2分、交付が1分の想定である。

○会長：
事務手数料（土地に関する証明及び建物に関する証明）については、原価計算の見込みと条例で定める料金との乖離は適正範囲であるため、他自治体の料金設定と比較考慮した結果も踏まえ、300円の手数料を徴収することが妥当であると考えがいかがか。

（異議なし）

○会長：
異議ないようであるため、審議会での審議を終結する。答申については、案文を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で確定するというところでよろしいか。

（異議なし）

○会長：
それでは、答申については、会長預かりとさせていただきます。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題4 事業系一般廃棄物処理手数料（（粗大ごみ及びし尿を除く。）及びし尿）について（諮問）

企画部長から米田会長へ諮問

議題5 事業系一般廃棄物処理手数料（（粗大ごみ及びし尿を除く。）及びし尿）について（審議）

事務局より資料3-1～資料3-5について説明

○会長：
事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

○委員：
し尿処理手数料（家庭系）について、近隣自治体との比較分析はできているか。

○事務局：
26市中7位である。

○委員：
西東京市では1便槽1回当たりで料金算定されているようだが、従量制を用いている市もあるかと思われる。26市中7位というのは、同様の基準で比較したのか。

○事務局

1 便槽 1 回当たりの単価を設定している自治体が多いため、1 便槽 1 回当たりの単価で比較した。

○委員：

「事業者向け手数料は原価より高額な料金設定だが、コストがかかるため据置きにしたい。一方、家庭向け手数料は原価が手数料を大きく上回っているが、家庭にとって過度な負担になるため据置きにしたい」というのは、説明の方向性が異なるように思える。

○委員：

家庭用の便槽の平均容量は、200ℓか。1 世帯当たりの年間の汲取回数は何回か。

○事務局：

200ℓは、平均容量ではなく、1 回当たりの収集量の平均値である。400ℓの便槽を置いている家庭もある。年間の汲取回数については把握していない。

○委員：

1 家庭当たりの年間汲取回数は2～3回だと推測する。物価高騰の中 20 年据え置かれていることを考えると、値上げの検討も必要ではないか。

○委員：

事業系一般廃棄物処理手数料のうち収集運搬費について、令和5年1月に、激変緩和措置の上限である1.5倍の料金に見直したとのことだが、その結果を考慮しなくて良いのか。

○事務局：

激変緩和措置となった場合については、その後の原価計算において引き続き乖離が大きいと認められる場合には、当初の適正料金まで料金を上昇させるという考えは残る。ただ、今回改定した使用料・手数料等の適正化に関する基本方針において、激変緩和措置については使用料のみの適用とし、手数料には適用しないことになった。また、今回の原価計算結果は適正範囲に収まっていることから、据置きの旨諮問している。

○委員：

し尿処理手数料（家庭系）について、家庭の負担軽減を行う判断をするのであれば、受益者負担100%のカテゴリーに入れるべきではないと考える。

○事務局：

今後の検討課題とさせていただきたい。

○委員：

激変緩和措置の範囲内であれば、審議会の議論を経ることなく改定できるのか。

○事務局：

最終的には審議会での御議論の中で、適正料金については具体的な適正料金を答申いただくものである。

○委員：

し尿処理手数料については、し尿処理を必要とする家庭と、普通の一般家庭との負担比較の資料があってもよかったと思う。

○会長：

一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ及びし尿を除く。）については、原価計算結果と条例で定める料金との乖離が小さいこと、また、近隣自治体よりも高額な料金設定であるものの、近年の燃料費や人件費の高騰を鑑み、回収事業者の負担を考慮する必要があることから、現行の事務手数料を据え置くことが妥当と考えるがいかがか。

また、し尿処理手数料については、様々な御意見があったため、継続審議とするがいかがか。

（異議なし）

○会長：

異議ないようであるため、審議会での審議を終結する。一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ及びし尿を除く。）の答申については、案文を作成し、委員の皆様にご確認いただいた上で確定するというところでよろしいか。

また、し尿処理手数料については継続審議とする。事務局においては他自治体比較等を行うとともに、し尿処理における課題等を整理した上で、次回の審議会でも再度付議いただきたい。

（異議なし）

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。特になければ、次の議題に移りたいと思う。

議題6 その他

○会長：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会については、10月頃を予定している。

○会長：

了解した。ほかになければ、これで令和7年度第2回審議会を終了する。

（以上）